

申請に必要な物

1、申請書

1) 申請用紙

- ① 指定給水装置工事事業者指定申請書（様式第1）
- ② 機械器具調書（別表）
 - イ. 管の切断用の機械器具
金切りのこ・・・・・・・・
 - ロ. 管の加工用の機械器具
やすり、パイプねじ切り・・・・・・・・
 - ハ. 接合用の機械器具
トーチランプ、パイプレンチ・・・・・・・・
 - ニ. 水圧テストポンプ
イ～ニの種別ごとに名称と型式、性能、数量を記入する。
- ③ 誓約書（様式第2）
- ④ 給水装置工事主任技術者選任・解任届書（様式第3）

2) 添付書類

- ① 法人は、定款又は寄付行為及び登記簿謄本
- ② 個人は住民票の写し又は外国人登録証の写し
- ③ 確認の為、主任技術者免状の写し
- ④ 会社所在地等の指定証書の写し
- ⑤ 他事業体の指定証書の写し

3) 指定書交付時に、指定手数料10,000円が必要になります。

※ 交付式終了後工事申請の説明があります。

- ① 村山市給水装置工事設計審査申請書
- ② 村山市給水装置工事検査申請書

2、その他

申請時の届出の内容に変更が生じた場合は、下記の届出書を提出して下さい。

- ① 指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書
- ② 指定給水装置工事事業者・廃業・休止・再開届出書

MEMO

.....

.....

.....

.....